井上慧真

中等教育修了以下で現在教育/訓練を受けていない若者は、Early Leaver (EL)もしくは Early School Leavers (ESL)、または Early Leavers from Education or Training (ELET) とよばれる (本文では以下 ELET と表記)。 ELET になることは、成人としての社会生活や雇用に必要なスキルの不足につながり、人生にネガティブな影響をもたらす。 EU 諸国は「2020 年までに ELET の割合を 10%以下にする」という共通の目標を掲げ ESL に取り組んできた。また 2030 年はより高い水準の目標を掲げている。イギリスの若者政策における鍵概念は NEET であり ELET への政策はその一部として展開されてきた。イギリスにおいては、この ELET の教育訓練に関する方策は地域により異なる。

地域間の差異として、主に①義務教育年齢の引き上げ ② 教育維持手当(Education Maintenance Allowance 以下 EMA)の状況③政府のイニシアチブの3つがある。

①について、イングランドでは学習への参加年齢引き上げが行われた。Raising participation Age (RPA)である。16 歳に達した者でレベル3の資格を取得していない者は18歳の誕生日まで教育/訓練に参加する義務を定めた。しかし他の3国地域北アイルランド、ウェールズ、スコットランドでは教育・訓練への参加義務年齢の引き上げは行われなかった。15歳という旧来の義務教育年齢が維持されている。

②について、EMA はプレア政権期に新しい若者政策の一環として導入された。しかレイングランドでは2010年以降財政緊縮に伴いEMA が廃止され、16 to 19 Bursary Fundへ代替された。いっぽうウェールズ、スコットランド、北アイルランドではEMA は継続して行われた。 3 つの国においては、所得における条件や対象となる教育訓練機関の種類は類似しているが、ウェールズでは通学費(交通費)や食費が、EMA とは独立に支給されている点が特徴であり、構想時点でのEMA の原型にもっとも近いかたちで今も運営されている。これに対してイングランドにおける16 to 19 Bursary Fundでは対象がより限定され、支給年額の中央値は447ポンドとEMAと比べ低い水準にある。

③について、イングランドでは現在 NEET や ELET に関する全国単位のプログラムは存在しない。他方ウェールズは Youth Engagement and Progression Framework を行っている。各校は、離学した生徒について、情報を管理する機関(Careers Wales)に通知を行う。進路未定者は特に、地域単位の委員会で担当がきめられ協議が行われる。政府・地方自治体・教育機関(シックススフォームカレッジ)など各所での責任の分業が行われている。かつてのコネクションズサービスに類似した体制である。このような体制を通じて、離学後「消息不明 (unknown)」となることを防ぐ。教師と関連各専門職との協働に支えられている。。本報告では、ELET 対策の基盤となる、教育への参加/再参加の保障の枠組みに注目して、イギリス内の差異を明らかにする。なかでも特に学齢段階からの早期離学の予防にもっとも注力しているウェールズにおける ELET 対策を中心に扱う。

(※参考文献等は報告時配布資料に記載)